

告 示

埼玉県告示第千百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

幸手緑台小島・田沼ビル

埼玉県幸手市幸手五千二百八十 一外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小島 繁

埼玉県幸手市緑台一丁目八十番九号

田沼 博行

埼玉県幸手市緑台一丁目八十番四号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十三年六月二十六日